

## 県税からのお知らせ

### 地方税を複数自治体へ一括納付できるようになります！

令和元年10月1日から、地方税共通納税システムを利用して一部の地方税（法人都道府県民税、法人事業税、地方法人特別税、法人市町村民税、事業所税、個人住民税（特別徴収分、退職所得分））を複数自治体へ一括納付することが可能となります。

また、国税の電子申告システム「e-TAX」でも導入されているダイレクト納付（事前に登録した金融機関口座を指定して、直接税金を納付する方法で、インターネットバンキング契約が不要で、代理人に依頼して納付することができます。）も利用できます。

ご自身のオフィス等から全ての地方団体へ、指定金融機関等以外の金融機関も利用して一度に電子納税できるようになるため、毎月納付する必要のある個人住民税の特別徴収分は特に便利になりますので是非ご利用ください。利用開始手続など詳しくは、eLTAX ホームページ（<http://www.eltax.jp/>）内の「地方税共通納税システムの特設ページ」をご覧ください。

お問合せ：各県税事務所又は県税務課（TEL048・830・2657 FAX048・830・4737）